

しずぎん住宅ローン利用者専用ローンネクストワン規定(当座貸越規定)

借主は静銀カード株式会社（以下「保証会社」という）の保証に基づき株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）と当座貸越取引（以下「本取引」という）をするについて、次の条項を約します。

第1条（取引方法等）

- 本取引は、銀行国内本支店のうち借主が住宅ローンの債務返済を行っている店（以下「取引店」という）で開設することにより行うものとします。
- 本取引は、専用のローンカードおよび現金自動支払機（現金自動預入・払戻兼用機を含む。以下「支払機」という）を使用する方法（以下「ATM融資」という）により行うものとしますが、借主の申し出により、銀行国内本支店において銀行所定の当座貸越金借入請求書に氏名・金額等を記入し、しずぎん住宅ローン利用者専用ローン ネクストワン利用申込書（兼当座貸越契約書）（以下「利用申込書」という）記載の指定預金口座（以下「指定預金口座」という）の届出印鑑を押捺のうえ、専用のローンカードおよび資金使途が確認できる資料とともに窓口へ提出する方法（以下「窓口融資」という）によっても行うことができます。
- 借主は、初めて窓口融資を申し込む場合、銀行所定の書面を提出し、窓口融資により銀行から貸越をうけることができる程度額（以下「窓口融資程度額」という）およびATM融資により銀行から貸越をうけることができる程度額（以下「ATM融資程度額」という）を設定するものとします。
- 第2項の資金使途が、他の債務の返済、事業資金または投資資金である場合等においては、銀行の判断により貸越をうけられないことがあることを承認します。
- 本取引では、小切手・手形の振出し、あるいは引受けをしないものとします。
- ローンカードを使用して本取引を行う場合のローンカードおよび支払機の取扱いについては、銀行所定のしずぎんローンカード規定によるものとします。
- 本取引に基づく当座貸越金は、第2項により提出した資料に基づく資金使途以外に使用することができません。

第2条（貸越程度額）

- 本取引により銀行から貸越をうけることができる程度額は、本取引開始当初においては、500万円の範囲内で銀行が決定し、契約日以後に銀行から「ご契約内容のお知らせ」にて案内する金額のとおりとします。ただし、窓口融資程度額およびATM融資程度額を設定した場合に銀行から貸越をうけることができる程度額は、窓口融資については窓口融資程度額、ATM融資についてはATM融資程度額とします。
- 決定貸越程度額については、銀行は本取引の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により、事前に借主に通知することにより500万円の範囲内で増額することができるものとします。ただし、増額については、借主から希望しないものと申し出があった場合は、この限りではありません。
- 前条第3項により設定する窓口融資程度額は、契約程度額を上限として10万円単位で設定するものとし、ATM融資程度額は、契約程度額と窓口融資程度額の差額とします。なお、ATM融資程度額の設定は10万円以上とします。
- 前3項の程度額を超えて銀行が貸越をした場合にもこの規定の各条項が適用されるものとし、その場合には借主は銀行から請求があり次第直ちに程度額を超える金額を支払うものとします。
- 決定貸越程度額について、借主から変更申込があった場合、銀行にて審査のうえ保証会社へ保証委託を行い、保証会社が適当と認めた場合、銀行はこれに応じるとします。

第3条（取引期限）

- 本取引の期限は、契約日の2年後の応当日が属する月の末日までとします。ただし、期限の1ヵ月前までに、銀行から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限は更に2年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、借主の年齢が満70歳を超えた場合は取引期限を延長しないものとします。
- 銀行から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
 - 期限の到来により本取引は終了します。
 - 第5条の定めにかかわらず、借主は期限までに当座貸越元金全額を返済するものとします。
 - ローンカードは、期限後直ちに取扱店に返却するものとします。

第4条（利息・損害金等）

- 当座貸越金の利息（保証料を含む）は、付利単位を100円とし借主が指定する毎月の約定返済日（以下「約定返済日」という）（銀行休業日の場合は翌営業日、以下同じ）に、所定の利率および方法によりATM融資・窓口融資毎に計算し、貸越元金に組み入れるものとします。
- 前項の利率は、短期プライムレートに連動する銀行の長期貸出優遇金利（以下「基準金利」という）を基準として、この基準金利の変更に伴って、その変動幅と同一幅で引き上げ、または引き下げられます。ただし、金融情勢の変化、その他相当の理由により基準金利が廃止された場合には、基準金利にかえり一般に相当と認められる金利を基準金利とします。
- 前項の改定による新利率は、基準金利変更日以降最初に到来する約定返済日以降の利率について適用されます。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年15.0%（年365日の日割計算）とするものとします。

第5条（定例返済）

- 本取引に基づく当座貸越金は、約定返済日に前月約定返済日現在のATM融資、窓口融資毎に、その貸越残高に応じた次のとおり返済するものとします。

前月約定返済日の最終貸越残高	定例返済金額
2万円以下の場合	前月約定返済日の最終貸越残高
2万円超100万円以下の場合	2万円
100万円超200万円以下の場合	3万円
200万円超300万円以下の場合	4万円
300万円超400万円以下の場合	5万円
400万円超の場合	6万円

- 前項にかかわらず約定返済日前日の貸越残高が前項に定める定例返済金額に満たない場合には、当該残高の全額を返済するものとします。

第6条（随時返済）

- 前条による定例返済のほか、随時に任意の金額を返済できるものとします。
- 前項の随時返済は、次条の自動引落としてしずぎん当座貸越口座へ直接入金することによって行うものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
- 定例返済が延滞している当座貸越口座への入金については、まず定例返済の遅延金額に充当し、残額を随時返済するものとします。ただし、入金額が遅延金額全額に満たない場合は、遅延している返済金のうち約定返済日の古い順に当座貸越口座への入金を行うものとします。

第7条（定例返済金等の自動引落とし）

- 第5条による返済は自動引落としによるものとします。この場合、借主は毎月約定返済日までに指定預金口座に返済金相当額以上の金額を預入するものとし、銀行は約定返済日に銀行所定の普通預金規定にかかわらず、普通預金通帳（総合口座通帳を含む）および同払請求書なしで引落としのうえ返済にあてるものとします。
- 前項の預入が遅延した場合には、銀行は返済金と損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。
- 指定預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部を返済にあてる取扱いにはせず、返済が遅延するものとします。ただし、指定預金口座の残高が、ATM融資または窓口融資いずれかの返済金相当額以上の場合には、銀行は、当該残高を、返済金相当額が当該残高以上の返済金にあてる取扱いをすることができるものとし、この場合、当該残高が返済にあてられた融資については、返済が遅延しないものとします。なお、銀行は、ATM融資・窓口融資のいずれかの融資の返済にあてるかを指定できるものとします。

第8条（期限の利益の喪失）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告等がなくても、本取引によるいっさいの債権につき当然期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとします。
 - 第5条に定める債務の返済を遅延し、翌月の約定返済日にも返済しなかったとき。
 - 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 手形交換または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 借主の所在が不明であり銀行から借主に宛てた通知が届く住所に到着しなかったとき。
 - 次の各号の場合には、借主は銀行の請求によって本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとします。
 - 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が第15条（代わり証書等の差し入れ）の規定に違反したとき。
 - 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - 前3項の場合において、借主が住所変更の届出を怠ったために、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を送した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第9条（反社会的勢力の排除）

- 借主または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力団員等による行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主または連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづき表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行からの請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第10条（貸越の中止）

- 第5条に定める返済が遅延している場合、または前条より本取引によるいっさいの債務につき前項の利益を失った場合、もしくは第1条第7項に違反した場合には、借主は新たな貸越をうけることができないものとします。
- 借主のほか借主について相続が開始した場合、ならびに銀行または保証会社に対する他の債務が遅延するなど、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行は新たな貸越を中止することができるものとします。

第11条（解約）

- 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により取扱店に通知し、直ちに本取引による債務を全額返済するものとします。
- 第9条の各号および第9条の事由があるときは、銀行は本取引を解約することができるものとします。
- 前2項により本取引が解約された場合は、借主はローンカードを返却し、本取引による債務を直ちに全額返済するものとします。

第12条（銀行からの相殺）

- 借主が本取引による債務を履行しなければならない場合には、銀行は貸越元金等と借主の預金その他銀行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺するものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略して預金その他の積預金を払戻し、本取引の債務の返済に充当することができるものとします。この場合、銀行は借主に対して充当した結果を通知します。
- 前2項によって銀行が相殺等をする場合、債権債務の利息、損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定の定めによるものとします。ただし、満期日未到来の預金等の利息は、満期日前解約利率によらず約定利率により1年365日とし、日割りで計算します。

第13条（借主からの相殺）

- 借主は、本取引による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本取引による債務の期限が未到来であっても、相殺することができるものとします。
- 前項により相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の3営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は直ちに銀行に提出するものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとします。

第14条（債務の返済等にあてる順序）

- 銀行から相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のなお書きまたは第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条（代わり証書等の差し入れ）

- 家賃裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行に書面で届け出るとします。借主の成年後見人等については、家賃裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様とします。

第16条（印鑑照合）

- 銀行が、本取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または指定預金口座の届出印鑑と相違の注意をもって照合し、相違ないとして取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第17条（債権の負担）

- 銀行の権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担するものとします。

第18条（届出事項の変更等）

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
 - 借主が前項の届出を怠ったために、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を送した場合は、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。
- 成年後見人等の届出（成年後見人等の届出）
 - 家賃裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行に書面で届け出るとします。借主の成年後見人等については、家賃裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様とします。
 - 家賃裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行に届け出るものとします。
 - すでに借主について補助・保佐・後見開始の審判をうけているとき、または任意後見監督人の選任がされているときも、前2項と同様に届け出るものとします。
 - 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
 - 前4項の届け出の前生じた損害については、銀行の責に帰すべき事由による場合を除き、銀行は責任を負わないものとします。

第20条（報告および調査）

- 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、借主は自己の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は自己の信用状態について重大な変化を生じたときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第21条（合意管轄）

- 本取引に関する訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第22条（個人情報取扱い）

- 個人情報の取扱については、「個人情報にかかる同意書」によるものとします。

第23条（規約の変更等）

- 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。